

大熊町防災広場兼パークゴルフ場 整備基本設計策定業務 委託仕様書

1 業務の名称

大熊町防災広場兼パークゴルフ場基本設計策定業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

大熊町（以下、「本町」という。）では、復興を推進するため、西大和久地区において、災害時には広域的な防災拠点として機能する「指定緊急避難場所」となり、平常時は地域活性化の核となるパークゴルフ場を整備するための基本計画を策定している。

本業務は、同基本計画に基づき、本施設を整備するために必要な基本設計業務を実施するものである。本敷地に係る測量、地質調査、各種試験およびクラブハウスの建築物設計は別途実施するため、本業務の範囲外とする。

3 計画施設の概要

- (1) 施設名称 大熊町防災広場兼パークゴルフ場
- (2) 計画地 福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久及び大字熊字新町地内
- (3) 施設用途 防災広場（指定緊急避難場所）兼 パークゴルフ場
- (4) 法令上の位置付け 西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業地区の一部

4 敷地・整備の条件等

- (1) 敷地面積 約54,000㎡
※敷地の1次造成および周辺道路・インフラ整備は、別途発注される一団地事業により施工される予定である。
- (2) 供用部分予定面積：敷地全体を活用（一部残置森林がある）
- (3) 都市計画区域区分 都市計画区域区分等：準工業地域（建蔽率60%、容積率200%）

5 基本設計業務の前提条件等

本業務に先立って策定した基本計画に定めた下記事項を前提条件として詳細内容を確認した上で業務を進めること。

- (1) 施設内容
パークゴルフ場：45ホール（9ホール×5コース）。公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース基準に適合すること。
防災設備：マンホールトイレ、かまどベンチ、防災テント等。
- (2) 事業スケジュール：令和12年度（2030年度）9月の供用開始を目標とする事業スケジュールに配慮すること。

※基本計画には「クラブハウス」の整備が位置付けられているが、本業務の設計対象からは除外する。ただし、施設全体の配置計画やインフラ設備の取り扱いにおいて、クラブハウス整備計画とのすり合わせ・調整は行うこと

6 技術者の配置について

本業務の技術者として、下記の者を配置すること。

- (1) 管理技術者については、10年以上の経験を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、地方公共団体等が発注したパークゴルフ場の基本設計並びに実施設計について、元請けとしての同規模施設の受注実績を有する者であること。

7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

8 業務内容

(1) 基本設計業務

a. 与条件の細部検討

本施設周辺の地理特性、関連法規制、基本計画の内容を踏まえ、設計条件の整理を行う。「もしも」は頼りになり、「いつも」は楽しい「フェーズフリーな空間設計」を目指す。

b. 諸施設の検討及び設定

利用性、景観性、施工性、および防災機能を考慮し、以下の内容を検討する。

- ・造成基本方針
- ・植栽基本方針
- ・供給設備基本方針
- ・整備水準、目標工事費

c. 基本設計図の作成

設定された施設の位置、規模及び内容を基本設計図としてまとめるものとする。

なお、図面は下記種類のものを作成する。

- ・基本設計平面図
- ・造成計画平面図
- ・施設計画平面図
- ・植栽計画平面図
- ・供給処理設備計画平面図
- ・防災機能配置図
- ・その他本事業に必要と考えられる図面

d. 概算工事費の算出

基本設計を終えた段階での概算工事費の算出を行う。

e. 基本設計説明書の作成

基本設計業務で検討した設計方針、設計条件等をまとめ、報告書として作成する。

f. 照査

受託者は、本業務において照査技術者を定め、照査計画に基づき、設計計画や設計方法の妥当性、成果品の内容について照査を行う。

g. 鳥瞰図(A3版)の作成

鳥瞰図・透視図の作成 本施設全体を俯瞰した鳥瞰図（CG画像）並びにシミュレーション動画を作成する。

h. 日本パークゴルフ設計コンサルタント協会会員による監修

パークゴルフ場の基本設計について、日本パークゴルフ設計コンサルタント協会会員に監修を受けること（監修に係る費用は本業務に含むものとする。）

(2) 関係機関協議

以下に示すとおり、関係機関との協議及び資料作成等を行い、本業務の実施後に行う実施設計時に提出する申請図書作成のため、協議結果をまとめるものとする。

- ①西大和久地区一団地事業を管轄する企画調整課との調整協議（計画地盤高さの設定、雨水排水・進入口等の調整）
- ②スポーツ推進審議会やスポーツ推進委員会等との協議（スポーツ行政を管轄する生涯学習課と連携し、専門家や地域住民の意見を施設計画に反映するための運営支援）
- ③大熊町防災会議及び環境対策課等との協議（防災行政を管轄する部署と連携し、指定緊急避難場所や自衛隊等の活動拠点機能、雨水貯留システム、マンホールトイレ等の防災設備の配置・運用に関する調整）
- ④その他関係機関協議（消防、水道等）

(3) 打合せ協議

受託者は、発注者と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度別に定める打合せ記録簿を発注者に提出する。

9 成果品

- (1) 業務報告書 2部

※基本設計説明書、概略数量計算書、打合せ記録簿等を含む

- (2) 業務報告書電子データ 1式

- (3) 完了届及び業務完了報告書

- (4) その他、打合せにより決定した資料 1式

10 貸与品

- (1) 大熊町防災広場兼パークゴルフ場整備基本計画に関する資料
- (2) その他、本町が必要と認めて提供するもの

1.1 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。完了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次町担当職員と連絡調整を行うこと。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 成果品および本業務で作製されたデータ等の所有権、著作権および利用権は本町に帰属するものとする。なお、第三者（委託者および受託者以外の者）に帰属する図表や写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を実施するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。